

6 豊障第 6 5 3 号
令和 7 年 1 月 29 日

市内障害福祉サービス事業所 各位

豊橋市福祉部障害福祉課長 森高 朋樹

豊橋市地域生活支援拠点等事業の登録に関する届出について（通知）

日頃より本市障害福祉行政にご理解、ご協力をいただき誠にありがとうございます。

地域生活支援拠点等（以下、「拠点等」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第 4 項に規定されており、障害者（児）の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、地域生活への移行・地域生活の継続の推進や、障害者やその家族等の緊急時の相談・受入れ等の切れ目ない支援の提供を行い、障害者（児）を地域全体で支える体制を構築するものです。

豊橋市における拠点等事業については、平成 28 年度に整備し事業を実施しておりますが、この度令和 6 年 4 月 1 日付けで拠点等としての「登録」手続きを整備することといたしました。

つきましては、別紙要綱に掲げる 5 つの機能の一部を担う市内の事業所につきましては、運営規程に拠点等機能を担う事業所として各種機能を実施することを規定し、当該事業所であることを市に届出いただくことで、別紙マニュアルに掲げる所定の加算を算定できることとしました。

該当事業所におかれましては、お手続きいただきますようお願いいたします。

記

1 拠点等の 5 つの機能

別紙「豊橋市地域生活支援拠点等事業実施要綱」第 2 条参照

2 届出方法及び加算の算定について

別紙「豊橋市地域生活支援拠点等事業登録申請マニュアル」参照

3 その他留意事項

（1）拠点登録日について

- ① 令和 7 年 1 月時点で別紙「R6.4 豊橋市地域生活支援拠点図（面的整備）」に拠点として名前があがっている事業所の中で一部の拠点機能を満たす場合は、届出書

を提出された際の拠点登録日は「令和6年4月1日」として取り扱うことといたします。

- ② ①に該当する事業所で登録を希望される場合は、別紙「豊橋市地域生活支援拠点等事業登録申請マニュアル」1頁「1 登録申請等の手続き」について、「(3) 豊橋市へ地域生活支援拠点等の機能を担う事業所としての登録申請を行う」までの手続きを令和7年3月31日までに終えるようご対応をお願いいたします。
- ③ ①に該当する事業所で②の手続きをされた事業所につきましては、地域生活支援拠点等事業に該当する加算を「令和6年4月サービス提供分」から算定が可能となります。（※加算の算定に関する届出書は別途必要となりますのでご注意ください。）
- ④ ①に該当しない事業所で、登録の届出をされた場合については、本通知日以降の拠点登録決定日となります。

(2) 市ホームページの掲載について

本通知で案内しております内容が以下のホームページにも掲載されております。登録様式のダウンロード等はホームページよりお願いいたします。

URL : <https://www.city.toyohashi.lg.jp/61797.htm>

【問合せ】

担当 豊橋市障害福祉課

福祉サービスグループ 柳澤、野々村

電話 0532-51-3036